

九、経 過

解雇を言渡したので被解雇者一同之を不服とし總同盟九州聯合會に應援を求めたるに因る。

被解雇者一同協議の上九月三日總同盟九州聯合會に援助を求め對策協議の結果越へて五日會社當局に對し次の要求をなした。

- 1、被解雇の復職
 - 2、復職不可能の場合は解雇手當の増額
- 而して右要求を拒絶された場合は全従業員に呼びかけ同盟罷業を敢行すること申合はせ之れが準備行動を爲すところあつたが、會社側は右要求に對し即答を避け七日間答する旨を約した、依て被解雇者側においては更に對策協議の上次の四事項を決定したのである。

- 1、復職要求の貫徹せざる場合は解雇手當七十五日分要求すること。
 - 2、全従業員に對しアデヒラ撒布のこと。
 - 3、待遇改善の要求（次の四項目）
 - 一、不當解雇を絶對に行はざること
 - 二、退職手當の増額
 - 三、年二回の昇給を社規定通り實行すること
 - 四、二重勤務に對し日給二分と一日に付き三分々増のこと
 - 4、右事項中一項目たりとも拒絶された時は總罷業を斷行すること。
- かくて七日本社に於て勞資双方會見したるが、會社側は今回の解雇は相當の理由ありとして復職を容れず、其の